

「まだ出来る人」研究会運営ルール

1)名称

「まだ出来る人」研究会（略称：MDH研究会）とする。

2)目的

シニア層の雇用を事業にとってプラスとするための方策について研究し、参加者間で共有することを目的とする。

3)実施事業

- ・目的を達成するため、原則として、年6回（隔月）研究会を開催する。
- ・研究会の参加者は、会員およびゲストスピーカーに限る。

4)会員

本研究会の目的に賛同した法人（企業）及び研究者

5)会費

- ・会員のうち、法人（企業）は年会費6万円を負担する。
- ・年会費の期間は当初の入会月から1年間とする。
- ・既に納入した会費は返還しない。

6)成果の取扱い

- ・本研究会で得られた情報、データなどは研究会内で共有するものとし、原則として本研究会内部に留めるが、成果として得られた知見は経営実務への利用を推奨するものとする。
- ・会員が本研究会の紹介、広報、学術的な発表等での適正な範囲での情報、データなどの利用は可とするが、事前に研究会の了解を得るものとする。

7)事務局

特定非営利活動法人YUVE Cに置く。

以上